

山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成 26 年 3 月 山梨県農政部

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

国の政策目標「今後 10 年間で担い手に全農地面積の 8 割を集積する」を達成するため、本県の集積率を 46% とする。

	現在 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積 ()	24,600 ha	24,600 ha
うち担い手が利用する面積 ()	6,715 ha	11,270 ha
/	27%	46%

2 1 以外の農地の中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

基盤整備事業などの実施により、担い手が効率的に作業ができるようにするとともに、機構が連担化、団地化を進める。

また農地中間管理事業の推進に伴い、耕作放棄地の解消を行う。

	現在 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕作放棄地解消面積 *1	990 ha	3,000 ha

*1 耕作放棄地解消面積は、平成 20 年度からの累計面積。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理機構(以下「機構」という。)を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業会議、農業委員会、JA、農地利用集積円滑化団体、土地改良事業団体連合会等関係機関との連携を密にして、機構の機能を最大限に発揮させるものとする。

(2) 各市町村における「人・農地プラン」のさらなる充実を図り、農地中間管理事業と連動させることにより、効率的かつ効果的に農地の集積を推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

(1) 機構は、原則として市町村(農業委員会を含む)に、その同意を得て業務を委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。

(2) 市町村公社、ＪＡ、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合には市町村に代えて委託することができるものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

県及び機構は、各種広報媒体の活用や県・市町村等が実施する研修会等を利用して、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化の機運を醸成する。

また、地域における「人・農地プラン」の見直しのプロセスや、県外の若者や企業など多様な担い手への転入や参入の働きかけの際に、機構の活用方法等についての周知徹底を図る。

6 関係機関・団体との連携及び協力

県及び機構は、市町村、農業会議、農業委員会、ＪＡ、農地利用集積円滑化団体、土地改良事業団体連合会等関係機関から構成される会議を設け、密接な連携・協力の下、農地中間管理事業の推進を図る。

7 その他農地中間管理事業の推進に関する事項

4のほか、農地中間管理事業の実施方法は、機構が作成する農地中間管理事業規程に定めるものとする。